

静岡県告示第330号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、自立支援医療（育成医療・更生医療）の指定医療機関について次のとおり指定辞退の申出があったので同法第69条の規定により告示する。

令和4年4月15日

静岡県知事 川勝平太

指定医療機関の名称	所在地	担当する 医療	辞退年月日
福老訪問看護ステーション	賀茂郡南伊豆町上賀茂 583 - 4	訪問看護 (育成・更生)	令和3年9月30日
沼津整形外科医院	沼津市共栄町 11-3	整形外科	令和3年11月1日
アイセイ薬局 富士宮店	富士宮市宮原 89-1	薬局 (育成・更生)	令和3年11月30日
杏林堂薬局 鷺津店	湖西市鷺津 1095	薬局 (育成・更生)	令和4年1月1日
杏林堂薬局 藤枝清里店	藤枝市清里 1-1-1	薬局 (育成・更生)	令和4年3月1日